



稲荷町電停方面から当事務所所在ビル
JR広島駅から徒歩8分／稲荷町電停 徒歩2分



けいそう
勁草法律事務所

「疾風に勁草を知る」
「会社経営者・個人事業主の皆様にとって
いつでも頼れる存在に」

お問い合わせ、ご予約
082-569-7525

おはようございます。勁草法律事務所です。

気温がぐっと下がる日があったためか、紅葉や銀杏など落葉樹もだいぶ紅葉が進んできました。今年は紅葉が早いようですね。ライトアップの中紅葉を楽しめるところもあるようですが、くれぐれも寒さ対策にはお気をつけてお出かけ下さい。



今回は、飲食店などのキャンセル料についての記事と、従業員が会社のお金を不正に使用した場合に関する記事の2つが弁護士が作成しましたオリジナルのものです。その他、法律以外に関する記事（今回は助成金に関する記事）を配信しております。

良い会社作りのお手伝いをしたいという思いのもと、時期ごとの挨拶としてお受け取り頂ければ幸いです。

キャンセル料はどこまで請求できるでしょうか？

18.11.05 | オリジナルメルマガ



少し前に報道されていましたが飲食店での「ドタキャン」、飲食店にはとても損害が大きい事柄です。このほかにも、結婚式の披露宴やホテルでのイベント開催・宿泊など、日常様々なところでキャンセルとキャンセル料が問題になっています。そこで、今回はキャンセル料はどこまで請求できるかについて取り上げます。



○キャンセル料の意味合いは

業者側にとっては、突然キャンセルされるとせっかく準備していたもの・空けていた部分が無駄になって損害が出てきます。こうした損害を埋め、一定の場合を定めて損害賠償の予定（違約金）として定めたものとして、キャンセル料を考えることができます。

ここでの「違約金の予定」とは実際の損害とは異なり、例えば、予約日の1週間以内だと代金額の〇%を支払ってもらう、というように、契約書（申込書）・約款などで改めて定めていることが多いかと存じます。実際に、損害がどの程度になるかという証明はそう簡単では

ありません。実際の損害額を証明する手間を防ぎ、決めた金額を損害額として取るができるように、こうした規定を入れているのが多いでしょう。

ちなみに、損害額の証明が簡単でないというのは次のような話からも言えます。飲食店で10人くらいの予約客がいたのに数日前にキャンセルされても、他の客で埋められる可能性があり、そうした可能性もないため無駄になったという話が相当な確度を持って言えない限り、用意していた食材の金額が損害になると簡単には言えないのです。

○キャンセル料の設定は自由にできるの？

法律上は、損害賠償額の予定（違約金）は基本的には自由にできるのが原則です。特にいわゆるBtoBではそうで、よほど高額な金額でない限り異様に高いから損害賠償額の予定（違約金）が無効ということはありません。こうした話は、少し話がそれますが、例えば、フランチャイズ契約（理美容やエステ・学習塾・飲食店など）で見かけることがあります。そのため、このようなご商売で契約をするときは、損害賠償額の予定に関する項目をよくチェックしておく必要があります。

個人のお客様（個人事業主相手は除きます）を相手にするBtoCでは上の場合と少し話が違ってきます。ここでは規制が大きくなっています。それは何かとといえば、平均的な損害額を超えるキャンセル料を定めていた場合には、超えている部分の定めは無効になると法律上決められている点です。つまり、キャンセル料を約款や申込書で定めていても、平均損害を超えた部分を超えると意味を持たない（一回支払ってもらっても返金に応じないといけなくなる）ところで注意が必要になります。

それでは、「平均的損害」とは何かというとそうはっきりしたものではありません。一般には、そのサービスでその状況（例えば、結婚式場で1週間以内のキャンセル）で生じる平均的な損害額ということになります。官公庁がモデル約款や契約書を作成している場合には、こうした損害額（統計資料その他を踏まえたもの）は平均的な損害額となる可能性が高くなる半面、感覚的にこうだろうと決めている場合には、実は平均的な損害を超えている可能性があります。

また、個別のケースでの返金請求や支払い拒否への対応以外に、事業者としては約款自体の無効の確認（厳密には差し止め）を受ける可能性もあります。これは、BtoCに関する法律で、「適格消費者団体」という認定を受けた機関（ちなみに、広島市内にも存在します）はBtoCの取引に関する約款について、先ほどの平均損害額を越える定めがある場合など一定の場合に、こういった約款の差し止めを請求することができるとの規定があるからです。

ちなみに、「適格消費者団体」は官公庁からの認定が必要となりますが、官公庁ではありません。このような団体は多くは差し止め請求以前に書面で問い合わせや差し止め請求をしてくることとなりますが、話がかつかない場合には裁判での解決ということになりかねません。約款内容に自信があれば受けて立つという話もありえますが、裁判などでの対応には負

担も相当程度ありますから、そのことも考慮に入れてどう対応するか決めていく必要があります。

いずれにしても、キャンセル料は明確にいくらか・どのような場合に生じるのか定めておく必要があります。ただ、特にBtoC取引の場合には、単に明確に定めておくだけでなく、後で有効性が争われるということがないように、内容が大丈夫かも確認しておくのが大事になってきます。

従業員が会社のお金を不正に使用した場合の対処法とは？

18.11.05 | オリジナルメルマガ



会社の売上金を勝手に使う・不正経理をしてお

金を使い込む・通勤や出張で実際のものとは異なることを言って多くお金をもらう等、会社のお金を従業員が不正に使う場合は実は色々と考えられます。その動機は様々ありうるところですが、このような場合への対応について簡単ではありますが、触れていきます。



○会社の売上金を勝手に使う・不正経理をしてお金を使い込むこと等は犯罪になる？

結論から言えば、犯罪になる可能性は十分にあります。例えば、実際にはない交際費がかかった（本当は飲みに行っていないのに行ったという場合）やカラ出張の場合には、お金を持ち出すために嘘をついていますから、詐欺罪の可能性もあります。売上金を勝手に使う・商品の横流し等の場合には業務上横領罪に該当する可能性もあります。

こうした事柄は、例えば、不正経理であれば、監査その他チェックをした際にお金のつじつまが合わないなどで発覚することがありますし、カラ出張の場合には、本人の勤務実態と出張代の請求があっていない場合や、後任の従業員に同じ仕事をさせていて齟齬が大きい場合に判明することがあります。

このように、発覚の経緯はともかくとして、どこかで判明する可能性があり、その際には意外と大きな金額がなくなっていることがあります。

○対応と注意点は？

会社側の対応としては

- ① 損害賠償請求をしてお金を回収する。
- ② 懲戒解雇などを行う
- ③ 刑事告訴を行う

といったものが考えられます。このうち、一番関心があるのは①ではないでしょうか？お金が無くなることで会社の資金繰りに影響を及ぼす可能性があることから、被害の回復は重要となります。不利益な処分につながる②③だけでなく、①を行うにしても、実際にお金を使う・持ち出すための不正な行為が存在したのか・その証拠が存在するのか・被害額がどの程度かはっきりさせておく必要があります。不正経理の場合には使途不明金が存在し、どこまで説明がつけられるかが重要な要素となってきます。お金の動きや説明が経費支出ではつかないことを基にして、当の本人に説明を求めていくことになるでしょう。本人に不明なお金の使途を確認することになります。

ここで会社のために使ったものという話とその根拠があればそこは自分の懐に入れたという横領ではなくなってきました。説明内容が合理的といえるか等注目点はあります。

不利益処分である「②懲戒解雇などを行う」や「③刑事告訴を行う」ではこうした対応は特に重要になってきます。帳簿資料その他からお金がどのように動いたのか・その使途がなんであったのか・不正という事柄がなんであったのかを調べたうえで、資料ではよくわからないことについては当の本人その他の関係者からの聞き取りも重要になってきます。こうしたことを積み重ねていく必要がありますから、そう簡単な話ではありません。また、③をとらない代わりに①での損害賠償請求を行って回収を増やすという交渉がされることがあります（この方法はやり方によっては逆に恐喝行為になる可能性もありますから、注意が必要です）が、結局①の方法でお金の回収ができるかどうかは、理屈上の損害額がいくらであるのかという話の上に、実際の支払い能力（周りの親族の協力を得た場合を含みます）がどうか・保証人や担保があるのかを含めて話を進めていく必要があります。

ちなみに③の方法は刑事告訴をしても実際に取り上げてくれるのか（受理をしないというのは原則として許されないとされていますが、実際にはなかなか取り上げてくれないことが数多くあるように思われます）・取り上げてくれたとして刑事の処分（起訴）になるかはあくまでも検察官の判断によります。そのため、必ずしも相手方にとってのダメージにならない可能性がある点に注意が必要です。

もちろん一番はこうしたお金の問題が生じないように、チェックをする仕組みを作っておくことや行うことによるリスクを従業員に共有させておくことが大切になってきます。

若手人材の採用・定着を行うと最大60万円を助成！

18.10.09 |



現在、新卒採用は売り手市場であり、学生が企

業を選べる状況が続いていると言われてい

ます。しかし、現実には4月入社を見込んだ採用が大半を占め、卒業を控えながらさまざまな理由で就職の機会を逸してしまった学生（既卒者）や、採用の機会が低い高校の中退者なども存在し、彼らに向けた採用が普及していません。

今回は、こういった方々にも採用枠の拡大を図り、優秀な人材の発掘につなげることができる助成金をご紹介します。



『特定求職者雇用開発助成金（三年以内既卒者

等採用定着コース）』

学校等の既卒者や中退者の応募機会の拡大および採用・定着を図ることを目的としたもので、既卒者等が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を行い、既卒者等を新規学卒枠で初めて採用後、一定期間定着させた事業主に対して支給されるものです。

平成31年3月31日までに募集等を行い、平成31年4月30日までに対象者を雇い入れた場合に支給対象となります。

【支給の種類と要件】

当助成金には、以下の2つのコースがあり、それぞれに要件があります。

・既卒者等コース

(1) 既卒者・中退者が応募可能な新卒求人(※1)の申込みまたは募集(少なくとも卒業または中退後3年以内の者が応募可であることが必要です)を行い、当該求人・募集に応募した既卒者・中退者を通常の労働者(※2)として雇用したこと

(2) これまで既卒者等を新卒枠で雇い入れたことがないこと

・高校中退者コース

(1) 高校中退者が応募可能な高卒求人の申込みまたは募集(少なくとも中退後3年以内の者が応募可であることが必要です)を行い、当該求人・募集に応募した高校中退者を通常の労働者として雇用したこと

(2) これまで高校中退者を高卒枠で雇い入れたことがないこと

※1 小学校および幼稚園を除く学校等を、卒業または修了することが見込まれる者(学校卒業見込者等)であることを条件とした求人をいいます。なお、高校中退者が応募可能な高卒求人は除きます。

※2 直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者(役員を除く)に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者(いわゆる正社員)をいいます。

【対象となる労働者】

本助成金における対象労働者は、次の学校等を卒業または中退した者で、これまで通常の労働者として同一の事業者に引き続き12カ月以上雇用されたことがない者となります。

(1) 学校(小学校・幼稚園を除く)、専修学校、各種学校、外国の教育施設の卒業生、または中退者

(2) 公共職業能力開発施設(職業能力開発促進センターを除く)や職業能力開発総合大学の職業訓練の修了者または中退者

【対象となる事業主】

(1) 雇用保険適用事業所であること

(2) 対象労働者に対し、職場定着支援計画を作成し、受給資格の認定を受けること

(3) 計画期間内に職場定着に係る措置に取り組んでいること

(4) 職場定着に係る措置の開始日の前日から起算して6カ月前の日から1年を経過する日までの間(以下、「基準期間」という)に、一般被保険者等を事業主都合によって解雇(勧奨退職を含む)していないこと

(5) 基準期間において、会社都合による退職者が、当該職場定着に係る措置の開始日における一般被保険者等の6%を超えて、かつ4人以上離職させていないこと

(6) 対象労働者を職場定着支援計画の期間を超えて雇用し、かつ、継続して雇用することが確実であると認められること

(7) 以下の書類を整備・保管し必要に応じて提出できること

・出勤簿等

・賃金台帳等

・離職した労働者の離職理由等が明らかにされた労働者名簿等

【支給額】

本助成金は、対象労働者の雇い入れ日から起算した『定着期間』に応じ、各コース1名を上限として、下記の額が支給されます。

既卒者等コース

1年定着後…50万円

2年定着後…10万円

3年定着後…10万円

高校中退者コース

1年定着後…60万円

2年定着後…10万円

3年定着後…10万円

人材不足が会社の課題となっている場合、このような助成金は、就業経験は少なくても将来有望な若手社員を確保するために、ぜひ活用したいものです。

なお、ご紹介した以外にも細かく要件が定められていますので、検討される方は専門家にお問い合わせ下さい。

出典：厚生労働省ホームページ

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158397.html>)